

離島漁業再生支援交付金制度が始まりました！

この制度は、離島の漁業を元気にして、水産業と漁村の果たしている役割や機能(多面的機能)の保持・増進を目指すための取組を下支えするために交付金により支援するものです。交付対象となるのは、集落協定を締結した漁業集落で漁場の生産力の向上に関する取組および創意工夫を活かした新たな取組など行った事業です。この交付金は、平成17年度から21年度までの5年間、1世帯当たり年間136千円が漁業集落に交付され、個人には交付されません。

集落協定締結漁業集落の対象漁業世帯数と年間交付額、取組内容は次のとおりです。

協定締結漁業集落	世帯数(戸)	年間交付額(千円)	漁場の生産力の向上に関する取組										創意工夫を活かした新たな取組						
			種苗放流	藻場改善	産卵場・育成場の整備	水質改善	植樹	海岸清掃	ゴミの処理	操業中の回収	海底清掃	漁場監視	資源管理	新たな漁具・漁法の導入	流通体制改善	販路拡大	高付加価値化	取組	海洋レジャーへの
水津	71	9,656																	
東浜	110	14,960																	
両津市	96	13,056																	
第一羽吉浜	9	1,224																	
羽吉浜	26	3,536																	
内浦	116	15,776																	
内海府	77	10,472																	
加茂湖	81	11,016																	
外海府	43	5,848																	
外海府中央	71	9,656																	
高千	146	19,856																	
金泉	42	5,712																	
姫津	59	8,024																	
金泉南部	38	5,168																	
相川	47	6,392																	
西浦	84	11,424																	
稲鯨	41	5,576																	
二見	27	3,672																	
佐和田	24	3,264																	
真野	50	6,800																	
大倉田・西三川	59	8,024																	
素浜	19	2,584																	
小木	158	21,488																	
羽茂	36	4,896																	
赤泊	103	14,008																	
多田・松ヶ崎	25	3,400																	
合計	1,658	225,488																	

コイを飼育されている皆さんへ

水温の上昇に伴い、全国的にコイヘルペスウイルス病(KHV)の発生例が増えています。佐渡市においても8月に入りKHVに感染しているコイが確認されました。皆さんの大切なコイを守るため、次の点にご注意をお願いします。

- 1 コイを飼育する場合には、安全を確認できるコイを入手してください(出所不明のコイや河川・池等で捕獲したコイの持ち込みは控えてください)。
- 2 飼っているコイを河川や池に放流しないでください。
- 3 飼育しているコイに異常へい死等が見られた場合は、すぐに池の入水・排水を止め(同一水系での感染防止のため)、必ず市役所農林水産課に連絡をしてください。
- 4 河川や池でコイの異常へい死を発見した場合は、市役所農林水産課に連絡をしてください。
- 5 死んだコイを河川や池に捨てないでください。
- 6 釣ったコイは他の河川や池に移さないでください。

KHVはマゴイ、ニシキゴイに特有の病気で、コイ以外の魚には感染しません。また、感染したコイに触れたり食べたりしても人体に影響はありません。

問い合わせ・連絡先 市役所 農林水産課水産漁港係 ☎63 5117

